

3. 『施設等利用給付認定(新2・3号)』申請に必要な書類について

☑ 子育てのための施設等利用給付認定申請書（指定様式）・・・・・・・・・・ 子ども1人につき1部

☑ <保育の必要性>を確認できる書類（※下記参照）・・・・・・・・・・ 保護者（父母）1部ずつ

保育を必要とする事由	具体的な状況		必要書類	認定可能期間
就 労	就労している場合 （月64時間以上就労していること）	雇用されている方 （会社員、公務員、派遣等）	就労証明書㊟ ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復帰日の記載が必要	就労期間中
		自営業 （協力者含む）	就労証明書㊟ ＋以下の①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料 （開業届、営業許可証等） ②直近3カ月の売上が分かる資料 （給与明細、通帳等） ③最新の確定申告書等	
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合		親子健康手帳の分娩予定日 記載ページを写し	出産予定月の 2ヵ月前～生後3ヵ月 に達する月の末日
疾 病 ・ 障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある場合	疾 病	診断書(保護者・同居者用)㊟	療養期間中
		障がい	以下の①②のいずれかひとつの写し ①身体・精神障害者手帳 ②療育手帳	
介護・看護	障がいのある親族を常時介護・看護している場合		介護・看護申立書㊟＋①～④のいずれか ①診断書㊟ ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ④介護保険被保険者証の写し	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたって いる場合		罹災証明書等の被災を確認できる資料	復旧期間中
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 起業準備を行っている場合		求職活動申立書㊟	90日が経った月の 月末まで/年度 ※年度をまたぐ場合でも、連 続した90日以上は認め られません。
就 学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合 （月64時間以上就学していること） ※自動車教習所、習い事等は該当しません		以下の①②のすべて ①在学証明書又は入学許可証等 ②授業日数等が確認できる資料	就学期間中
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合		保育こども園にお問い合わせください。	市長が認める期間中
育児休業	2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだい児の 保育を必要とする場合。既に施設等利用給付認定を 受けている子どもを対象とした事由のため、新規申 込での適用はできません。		下記の①②いずれかひとつ ①育児期間記載の就労証明書㊟ ②育児休業申立書㊟	育児対象児童が 2歳になる月末

※指定様式(㊟)は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。

☑ 世帯状況確認書類 ※次のいずれかに該当する世帯のみ・・・・・・・・・・ 世帯につき1部

世 帯 状 況	確 認 書 類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保 育を必要とする証明」の提出が必要です。
里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
令和7年（または令和8年）1月1日時点で豊見城市に住 所が無い方	申請書に個人番号（マイナンバー）を記入 ※記入が困難な場合、令和7年又は令和8年若しくはその両方の市町村 民税所得課税証明書を提出